

実地指導結果 サービス種別：就労継続支援B型

令和3年12月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
社会福祉法人 高知県知的障 害者育成会	須崎市	就労支援セン ター「らい ふ」	R2.9.17	なし		
社会福祉法人 太陽福祉会	土佐市	第2太陽福祉 園	R2.10.27	なし		
社会福祉法人 高知県知的障 害者育成会	香南市	香南くろしお 園	R2.11.5	なし		
社会福祉法人 愛成会	香美市	ワークセン ター白ゆり	R2.11.26	工賃変動積立金が定められた上限を超えていることが認められ た。 将来にわたって安定的に工賃等を支給するためという工賃変動積 立金の趣旨に沿った活用を図ること。	改善済	
社会福祉法人 愛成会	香美市	ワークセン ター第二白ゆ り	R2.11.26	就労支援事業活動増減差額の大半を繰り越していることが認めら れた。 工賃等として支給するか、将来にわたって安定的に工賃等を支給 するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するために積立 を行うこと。	改善済	
特定非営利活 動法人ゆう ハート安芸の 会	安芸市	ゆうハート安 芸	R2.11.12	①「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の 説明に示されたNPO法人の作成すべき「就労支援事業事業活動計 算書」及び「就労支援事業別事業活動明細書」の作成が漏れている ことが認められた。 就労支援事業においては、就労支援事業収入から就労支援事業に必 要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされて いることから、適正な利用者工賃の算出をするため、就労支援活動 増減差額の把握が必要であり、定められた計算書及び明細書の作成 を怠らないこと。	改善済	
				②令和元年度末時点の工賃変動積立金が、就労支援の事業の会計処 理の基準に定める「過去3年間の平均工賃の50%以内」を超える 計上となっていることに加え、設備等整備積立金についても同基準 に定める「就労支援事業収入の10%以内」を超える積み立てをし つつ、積立資産としての貸借対照表への計上が漏れていることが認 められた。 就労支援事業においては、就労支援事業収入から就労支援事業に必 要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされて いることから、原則として剰余金は発生しないなかで一定の条件の 下に積み立てることができるものとされた趣旨を踏まえ、その管理 を適正に行うこと。	改善済	
特定非営利活 動法人由菜の 里	四万十町	作業所由菜の 里	R2.12.7	①個別支援計画が作成されていない期間がある事例や個別支援計画 への利用者の同意について、適用期間の開始後に同意を得ている事 例が認められた。 個別支援計画については、その適用期間を踏まえ、期間や手続に漏 れのないよう適切に作成すること。	改善済	
				②個別支援計画が作成されていない期間がある事例や利用者同意が 適用期間開始後となっている事例について、個別支援計画未作成減 算が行われていないことが認められた。 個別支援計画が作成されていない期間がある事例等について、事業 所において自主精査した上で返還等の措置を講じること。	改善済	
社会福祉法人 光の村	土佐市	就労支援事業 所ひかりの村	R3.2.9	なし		